



2025 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号：6141 東証プライム)
問合せ先 代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
(TEL 03-6758-5900)

第 3 回永久劣後特約付ローンによる資金調達についてのお知らせ

当社は、本日、第 3 回永久劣後特約付ローン（以下、本劣後ローン）による総額 500 億円の資金調達について契約を締結しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 本資金調達の目的

当社は、既存第 1 回永久劣後特約付ローン及び第 2 回永久劣後特約付ローンの弁済資金の一部に充当するため、本劣後ローンによる調達を決定いたしました。

本劣後ローンは、元本の弁済期日の定めがなく、当社の裁量で弁済が可能であること、また、利息の任意繰延が可能であることなどにより、国際会計基準（IFRS）における「資本性金融商品」に分類され、本劣後ローンによる調達額は、当社連結財務諸表上、100%が「資本」に計上されることとなります。また、下記の本劣後ローン概要を踏まえ、株式会社格付投資情報センターより、調達額の 50%に対して資本性が認められる予定です。

2. 本劣後ローン概要

- (1) 調達額 500 億円
- (2) 契約締結日 2025 年 6 月 30 日
- (3) 借入実行日 2025 年 8 月 29 日
- (4) 弁済期日 期限の定め無し
ただし、2030 年 8 月 29 日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能
- (5) 資金使途 第 1 回永久劣後特約付ローン及び第 2 回永久劣後特約付ローンの弁済資金の一部に充当する予定。
- (6) 適用利率 2025 年 8 月 29 日から 2030 年 8 月 29 日までは基準金利をベースにした固定金利
2030 年 8 月 29 日の翌日以降は 1.00%ステップアップした変動金利
- (7) 利息支払に関する条項 利息の任意繰延が可能
- (8) 劣後特約 本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、又は日本法によらないこれらに相当する手続において、上位債務に劣後した支払請求権を有する

本文書は、本劣後ローンによる資金調達に関して一般に公表するための発表文であり、一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の当社のあらゆる債権者に対して、不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

- (9) 借換制限条項 本劣後ローンを任意弁済する場合には、格付機関から本劣後ローンと同等以上の資本性が認定される商品により本劣後ローンを借り換える必要がある。但し、5年経過以降、一定の財務水準を満たす場合にはこの限りではない。

- (10) 貸付人 三井住友信託銀行株式会社、株式会社南都銀行 他 7 社

- (11) 格付機関による資本性評価

「クラス 3」、「50」（株式会社格付投資情報センター）

- 本日の適時開示の補足ご説明（動画）

https://www.dmgmori.co.jp/corporate/ir/ir_library/video_20250630_subordinated/

以上